

研究者等の確保・育成に係る中長期的な構想

令和4年9月28日

国立研究開発法人建築研究所

理事長 澤地 孝男

「国立研究開発法人建築研究所が達成すべき業務運営に関する目標（令和4年2月25日国土交通大臣指示）」の「第6章 その他業務運営に関する重要事項」
「2. 人材確保・育成方針・人事管理に関する事項」において、「研究者等の確保・育成に係る中長期的な構想を令和4年度を目途に確立する」とされた。

建築研究所には、公平・中立な立場で、国の行政施策の立案及び技術基準等の策定並びに国際地震工学研修を通じた開発途上国の地震防災対策の向上に貢献することが求められることを踏まえ、下記のとおり「研究者等の確保・育成に係る中長期的な構想」を策定する。

記

1. 研究者等の確保

住宅・建築・都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与するための高度な研究開発を推進する人材やそれを支援する人材の確保に努めるものとする。

新たに必要な人材を確保する際には、専門性の着実な継承を図るためにも、研究及び業務の分野、世代間のバランスに留意するものとする。

また、「国立研究開発法人建築研究所女性活躍推進行動計画（令和4年4月1日施行）」などに留意し、多様な人材の確保を図ることとし、これに合わせて若手研究者をはじめ全ての研究者が活躍できる環境の整備を行い、魅力的な職場環境が提供されることで、人材確保の円滑化にも資するように努めるものとする。

（具体的な取組方針）

- 建築研究所の使命や、その意義、やりがいについての理解を深めるため、学協会、大学、民間研究機関、社会一般に向けた周知を図る。
- 研究グループ・国際地震工学センターごとに、関連する分野の大学研究室などとの間に、幅広くネットワークを構築し、積極的に情報交換等を行う。

2. 研究者等の育成

高度な研究開発を推進及び支援するための能力の向上に資する取組を行うものとする。

その際、建築研究所の研究開発等の成果は、社会実装により社会に還元されるものであることを踏まえ、出口を見据えた研究開発等と分かりやすい情報発信に取り組めるよう、研究者等の能力育成を図るものとする。

(具体的な取組方針)

- 施策の企画・立案や国の技術基準等の策定に反映される技術的知見をとりまとめるための研究開発、その研究開発成果を元にした科学的助言を含めた技術の指導について、積極的な取り組みを促す。
- 民間企業等との共同研究、国際的な研究協力協定に基づく取組など外部機関との連携、競争的研究資金等の外部資金の獲得・活用や、出口を見据えた研究開発力の育成のための行政機関への出向、長期研究員海外派遣等の機会を提供する。
- これらの機会を通じて、研究開発成果の社会実装による社会への還元に貢献できるような研究者等の育成を促進する。その際、これらの実績や表彰受賞などを人事評価に適切に反映することで、これらの活動へのインセンティブを付与する。
- さらに、分野横断的な研究開発や、ロボット・センサーやデジタル技術などの新しい技術を取り入れた研究開発に取り組む機会を提供することなどにより、研究者が自らの専門領域を周辺領域へ拡張することを推奨していく。
- 博士の学位を未取得の者に対して、取得に向けた支援を行う。
- 研究支援部門職員については、各種の研修会等への参加などを通じ、能力の向上を図る。